

熊谷市立吉岡中学校 いじめ防止対策基本方針

令和7年4月

(1) いじめの問題に対する基本方針

- ① いじめは絶対に許されないことという強い認識を持つこと
- ② いじめが起きたら、まず止めさせること
- ③ いじめを受けた生徒を全力で守ること
- ④ いじめをした生徒に対し、毅然とした態度で指導すること
- ⑤ 組織で対応すること
- ⑥ 重大事態には、教育委員会等の関係機関と必ず連携すること

(2) 組織

学校いじめ防止対策委員会

① 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うこと

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、学校教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭
特別支援教育コーディネーター、ほほえみ相談員、SC、地域教育相談員

③ 開催

ア 生徒支援委員会（週1回）

イ 臨時委員会（必要に応じて）

(3) いじめの防止

① 道徳教育の充実

ア 道徳の授業ではねらいを明確にするとともに、考え議論する機会を設定する。

イ 教育活動全体を通して、いじめをしない、許さない心情や態度を育むために、あらゆる教育

ウ 活動の場面で道徳教育に資する学習の充実に努める。

② 人権教育の充実

ア 6月の「ふくしの授業」で立正大学を訪問し、専門家から広く社会福祉について学ばせる。

また、地域サロン訪問では福祉に関する実践意欲を育てる。

イ 年2回の人権旬間や9月の「きずな週間」で人権感覚を養うとともに、いじめやあらゆる差別を許さない人づくりを推進する。

ウ 生徒会活動の「ハッピー愛語デー」で優しく温かい言葉を使うよう互いに意識させ、優しい生徒を育てる。

(4) いじめの早期発見

① 日常の観察や相談

② 生活アンケートの実施（月1回）

③ 生徒支援委員会（週1回）

④ 生活ノートによる把握

(5) いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「生徒指導マニュアル」「いじめ防止対策基本方針」に基づき、対応する。

(6) 重大事態への対応

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ③ 生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し立てがあったとき

(対応)

- ア 学校は直ちに教育委員会に報告をする。
- イ 学校は教育委員会の指導のもと、学校いじめ防止対策委員会を設置する。
- ウ 学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 学校はいじめられた生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- オ 学校は調査結果を教育委員会に報告する。
- カ 学校は調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

(7) 研修

各月に行われる職員会議の中に研修の時間を設け、情報交換及び対策を話し合う機会をつくり、いじめ防止に関する教員の資質・能力の向上に取り組む。